

誓約書

名護市観光産業支援事業(地域観光券事業)を申し込むにあたり、名護市観光産業支援事業(地域観光券事業)取扱要領並びに下記の条件を遵守することを誓います。

誓約事項

1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する事項

- 1) 利用者との手続の際は、直接の体面を避けるなど、感染予防策を講じた上で利用者全員に検温と本人確認を実施致します。
- 2) 利用者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状が見られる場合には、週末も含め保健所の指示を仰ぎ、適切に対応します。
- 3) 屋内施設での利用について、人数制限や時間制限などを設け、換気を主体とした三密対策を徹底します。
- 4) 飲食提供、特にビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の三密対策を徹底します。
- 5) 屋内施設において、客席、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底します。
- 6) 「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページや事業所での掲示等で対外的に公表します。
- 7) 商品の予約、購入時や施設での手続の際等に、利用者が順守すべき事項を周知徹底します。
- 8) 登録を受けた事業者が上記1)から7)の条件を満たしていないことが発覚した場合、名護市観光産業支援事業登録を取り消すこととする。

2. 不正行為(未使用券の換金、助成の対象外となる商品の引換等)は致しません。

3. OTAから本事業に関する情報(本掲載の施設の名称・住所・連絡先、本事業該当プランを利用した宿泊実績・予約状況を含みますが、これらに限られません。)を名護市及び事務局(観光協会)に提供することを承諾します。

4. 事務局(観光協会)からの本事業におけるアンケート実施についての協力を妨げません。

5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号、第5号及び同条第5項に該当する営業を行う団体ではありません。

6. 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反する団体ではありません。

7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではありません。

8. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ①反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為
- ②暴力的な要求行為
- ③法的責任を超えた不当な要求行為
- ④取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ⑤風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて事務局(観光協会)の信用を毀損し、または事務局(観光協会)の業務を妨害する行為
- ⑥その他前各号に準ずる行為

9. その他、名護市観光産業支援事業(地域観光券事業)取扱要領に基づき実施致します。

事業所(施設)名 _____

代表者名又は責任者名 _____

印